

社団法人青森県社会福祉士会評価機関倫理・守秘義務規程

倫理綱領

社団法人青森県社会福祉士会の評価調査者（当法人の役員並びに評価業務を補助する者を含む。以下当規程において同じ）は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の認証を受けた福祉サービス第三者評価機関職務を通じ、福祉サービスの質の向上と市民生活の発展に貢献することを使命とする。

- 1 評価調査者は、福祉に関する理解を深め、良識と教養の陶冶に努める。
- 2 評価調査者は、福祉サービスの事業者（以下「事業者」という）もしくは福祉サービスの利用者（以下「利用者」という）の一方に偏ることなく、公正誠実に職務を行う。
- 3 評価調査者は、使命に徹し、市民の信頼に応える。
- 4 評価調査者は、信義に反してはならない。

当法人は、この倫理綱領を実践する具体的かつ概括的な事項を制定する。

第1条 評価調査者は、福祉サービスの向上と市民生活の発展に貢献することを使命とし、公正誠実に職務を行わなければならない。

第2条 評価調査者は、公正な視点で職務が行えるよう、人格を磨き、良識と教養を深めなければならない。

第3条 評価調査者は、福祉サービス、法令、および経営の知識に精通し、適切な職務を行わなければならない。

第4条 評価調査者は、福祉サービス第三者評価の目的および意義を十分に理解し、これらに沿って活動しなければならない。

第5条 評価調査者は、当法人から委嘱された事項を、その目的を理解し忠実かつ誠実に履行しなければならない。

第6条 評価調査者が収集する情報は、評価業務の実施に必要な情報に限るものとし、第三者評価以外の目的には使用してはならない。

第7条 評価調査者は、事業者、利用者及びその家族等の関係者に関する情報、その他評価業務を通じて得られた情報を、正当な理由なく漏洩してはならない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

第8条 評価調査者は、評価業務で実施した利用者調査ならびに事業者の従事者が自ら記入した自己評価結果を事業者に報告する際には、記入者が特定されないよう加工しておかなければならない。

第9条 評価調査者は、評価業務を通じて取得した、個別の回答が記入された調査票については、事業者及び第三者に漏洩してはならず、そのために必要な措置を講じなければならない。

第10条 評価調査者は、原則として訪問調査の際、利用者及びその家族に関する情報が記載された書類は現地で確認することとし持ち帰ってはならない。

第11条 評価調査者は、事業者に関する情報が記載された書類等については、第8条及び9条に定める回答の記入された利用者調査票及び事業者の従業員の自己評価調査票を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰ってはならない。ただし、事業者の同意がある場合はこの限りではない。

第12条 評価調査者は、自らの品位を貶め、事業者、利用者及びその家族等の信頼を裏切るような行為をしてはならない。

第13条 評価調査者は、いやしくも虚偽の評価を作り出して表示するようなことがあってはならない。

第14条 評価調査者は、評価業務を受託する際に特異な問題が予見されるときは、事業者の利益に盲従することなく、率直な意見を述べ、適正な評価を行わなければならない。

第15条 当法人の評価調査者の推薦にあたっては、人格識見に優れ、福祉サービス若

しくは事業経営につき、十分な知識、経験、学識がある者を推薦しなければならない。

第16条 法人は、評価業務の実施にあたっては、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重しなければならない。

第17条 法人は、評価業務に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、事業者、利用者及びその家族等に周知しなければならない。

第18条 報酬は、特別な場合を除き、評価業務に着手する前に書面をもってなした契約書に記載しなければならない。

第19条 法人は、第1条から第17条までの規定について、評価調査者のみならず、役員及びすべての職員、並びに評価業務の実施に当たり法人から協力、一部の業務委託を受けた者に対しても、遵守させなければならない。

第20条 この規程に定めるもののほか、倫理・守秘義務に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月15日から施行する。